

## 平成 24 年度 介護保険サービス事業者連絡会

- 1 審査支払結果帳票の解説 (P 2 ～ 3 2)
- 2 平成 24 年介護報酬改定に係る介護保険の請求及び給付等について (P 3 3 ～ 6 0)
- 3 平成 2 4 年度 介護給付費縦覧審査支援業務について (P 6 1 ～ 8 3)

平成 24 年 5 月 22 日

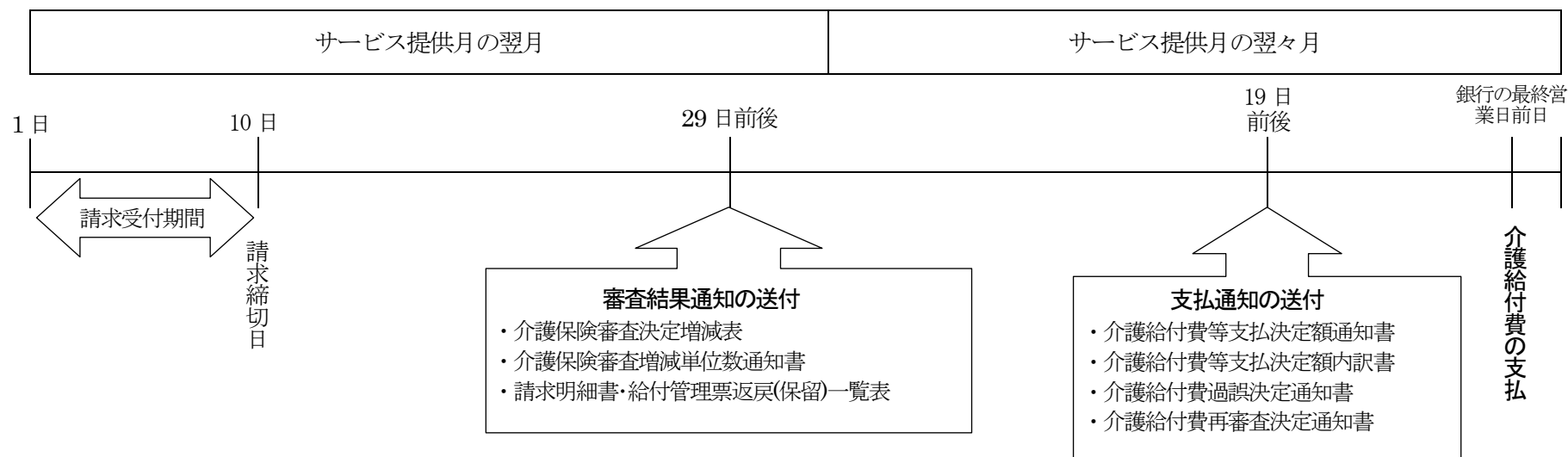
愛媛県国民健康保険団体連合会

介護・事業課 介護保険班

# 審査支払結果帳票の解説

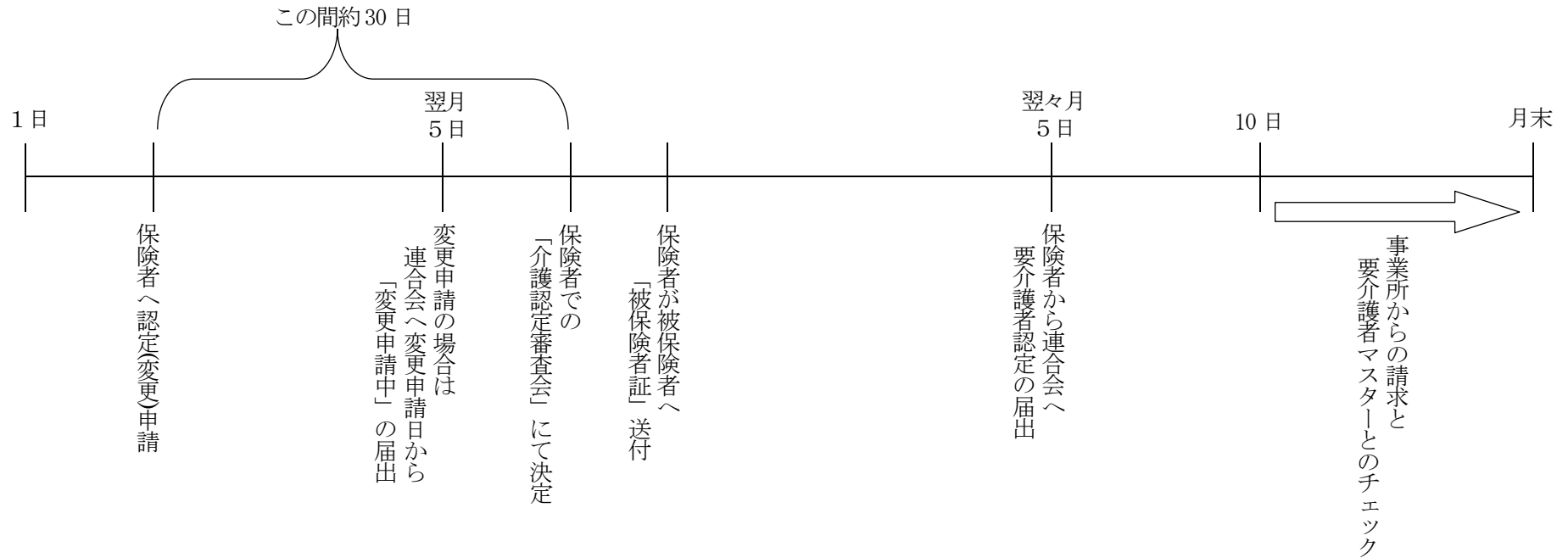
## 《国保連合会の処理日程について》

### 1. 事業所の請求から介護給付費支払まで



- ① 上記日程の「請求締切日：10日」「審査結果通知の送付：29日」「支払通知の送付：19日」は基準日ですので月によって前後します。  
「請求締切日」と「介護給付費の支払日」については、毎年3月（新規登録の事業所については国保連合会から別途送付）に翌年度の日程を送付していますので確認してください。
- ② 「審査結果通知」と「支払通知」は介護給付費の請求媒体を伝送で届出をしている事業所は伝送で、磁気媒体（FD、MO）または帳票で届出をしている事業所は郵送しています。
- ③ 月末に送付する「審査結果通知」は請求に間違いがなければなりません。  
また、「支払通知」の「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」も過誤や再審査がなければなりません。
- ④ 「審査結果」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書等については10日までに修正して再請求してください。  
減単位や、保留となった明細書等については、関係の事業所等と連絡・調整をしてください。

2. 要介護の認定申請（変更申請）から連合会マスターへの登録まで

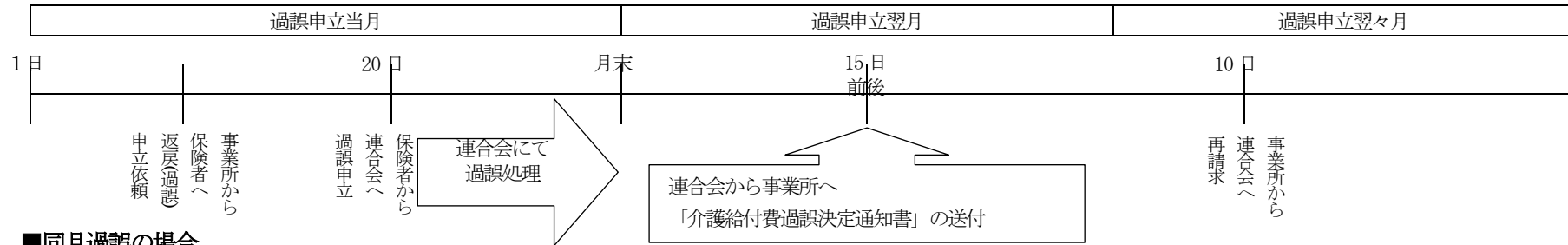


要介護認定の申請（変更申請）から認定まで通常 30 日程度です。手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかります。

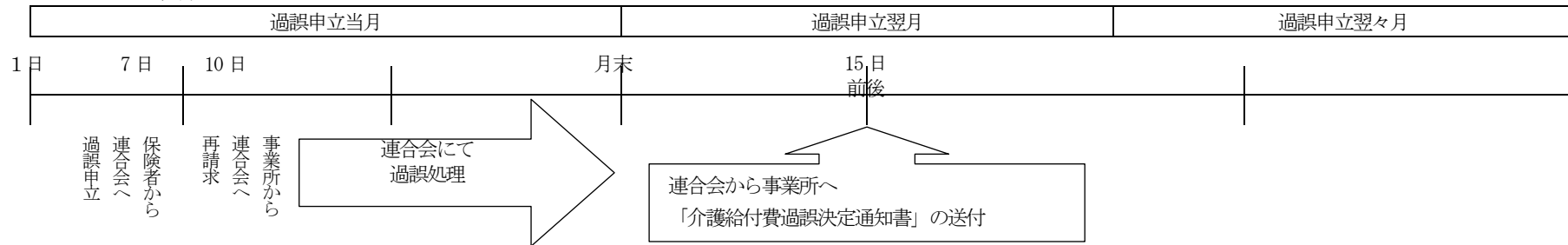
図のような場合は、申請（変更申請）の翌月に介護給付費を請求しても 12P0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 12PA エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定決定日等を確認して連合会マスターへの登録が終了する月以降に請求してください。

### 3. 事業所の返戻（過誤）依頼から連合会への再請求まで

#### ■通常過誤の場合



#### ■同月過誤の場合



- ① 通常過誤の場合は「過誤申立の締切日：20日」「介護給付費過誤決定通知書：15日」「受付締切日：10日」、同月過誤の場合は「過誤申立の締切日：7日」「受付締切日：10日」「介護給付費過誤決定通知書：15日」は基準日ですので月によって前後します。また、同月過誤の場合は、連合会に「過誤（差額調整）計画書」の提出が必要です。
- ② 保険者によっては事業所からの返戻（過誤）依頼の締切日が決まっている場合がありますので、確認の上依頼してください。連合会の過誤申立締切日直前に保険者へ返戻（過誤）依頼をしますと手続きの関係で連合会への申立が翌月となることがあります。
- ③ 再請求する場合は必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で過誤になった事を確認してください。通常過誤の場合は、過誤が決定されないうちに再請求されるとANN 4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。

# 介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所名 □□介護事業所

1 頁  
 ○○県国民健康保険団体連合会  
 ○○県介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項			
↑	↑				↑	↑					
<b>①「保険者番号」「被保険者番号」、 「被保険者氏名」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等の保険者番号と被保険者番号に該当する受給者情報の被保険者氏名が表示されます。		<b>②「サービス提供年月」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。		<b>③「サービス種類コード」、「サービス項目コード」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。		<b>④「増減単位数」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等の単位数が表示されます。		<b>⑤「事由」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等の減点（または増点）の事由がアルファベット1文字の記号で表示されます。 記号の内容は、表の右下にある「事由記号の内容」を参照してください。		<b>⑥「内容」</b> 減点（または増点）となった請求明細書等の減点（または増点）内容が表示されます。 上段に減点（または増点）の事由、下段に「確定単位数」（実際に支払される単位数）と「請求単位数」（請求明細書に記載されている請求単位数）が表示されます。	

○事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

## 介護保険審査増減単位数通知書の見方について

この通知書は、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、国保連の審査により減点（または増点）となったものを一覧表に作成しているものです。

### ①「保険者番号」「被保険者番号」「被保険者氏名」

減点（または増点）となった請求明細書等の保険者番号、被保険者番号と被保険者番号に該当する被保険者氏名（カナ）が表示されます。

### ②「サービス提供年月」

減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

### ③「サービス種類コード」「サービス項目コード」

減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

### ④「増減単位数」

減点（または増点）となった請求明細書等の減単位数（または増単位数）が表示されます。

### ⑤「事由」

減点（または増点）となった請求明細書等の減点（増点）の事由が表示されます。

事由記号の内容

「A」・・・居宅介護支援事業所から提出された該当被保険者の給付管理票に、サービス事業所から請求された請求明細書のサービス実績（サービス計画）が入力（記入）されていないもの。（P 1 2参照）

「B」・・・居宅介護支援事業所から提出された該当被保険者の給付管理票について、サービスの実績（サービス計画）とサービス事業所から請求された請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が多く請求されていたもの。（P 1 3参照）

「C～G」・・・審査委員会の決定等により減点されたもの。

# 介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所名 □□介護事業所

1 頁  
 ○○県国民健康保険団体連合会  
 ○○県介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000001 加古 知	H24.4	15	1345				
990000	0000000001 加古 知	H24.4	15	5051				
990000	0000000001 加古 知	H24.4	15	5301	-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数 ( 0 単) 請求単位数 ( 4924 単)	

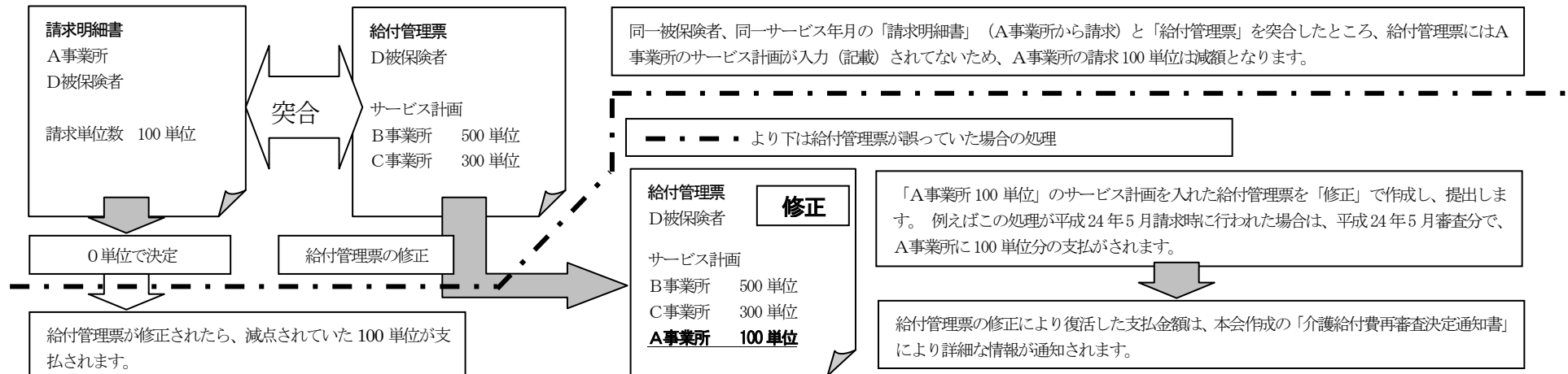
## 内容・給付管理票に実績が記載されていないもの 事由記号=A

原因・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所から提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されていない場合。

この場合、一覧表の内容欄に表示される確定単位数は0単位となります。

対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。減単位された（0単位となった）請求明細書については、返戻となっているわけではない（0円の支払いがされたという処理になっている）ので、再度請求する必要はありません。給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

## 「給付管理票に実績が記載されていないもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）





# 介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

〇〇県介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000002 カゴ ジヨ	H24.4	16	2101				
990000	0000000002 カゴ ジヨ	H24.4	16	5400				
990000	0000000002 カゴ ジヨ	H24.4	16	5605	-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数 ( 5427単) 請求単位数 ( 6515単)	

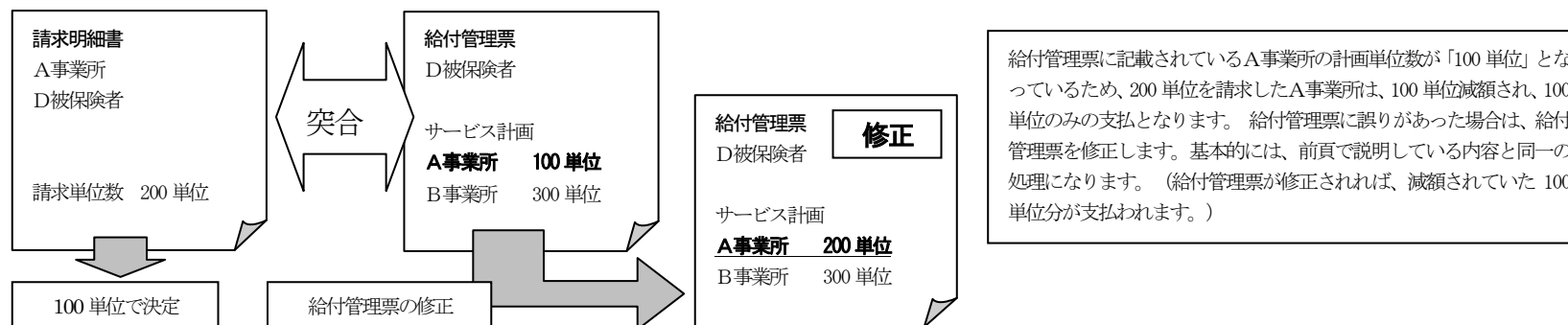
## 内容・給付管理票の実績を超えるもの 事由記号=B

原因・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所から提出されていて、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されているが、その給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合。

この場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

対応・基本的な対応については、「給付管理票に実績が記載されていないもの」と同様となります。

## 「給付管理票の実績を超えるもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



# 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
<b>①「被保険者氏名」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。				<b>④「サービス種類」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。				<b>⑧「内容」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。	
				<b>⑤「サービス項目等」</b> 返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。					
<b>②「種別」</b> 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」… サービス計画費（ケアプラン料） 「給」… 給付管理票									<b>⑨「備考」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード」一覧表のコードで表示します。
					<b>⑥「単位数(特定入所者介護費等)」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。				
			<b>③「サービス提供年月」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。						
								<b>⑦「事由」</b> 返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。	

※ 種別 : サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票

※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明（前ページの①～⑨に対応しています。）

### ①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも（両方でも）入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示されます。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出してください。

### ②「種別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「請」・・・請求明細書（サービス計画費を除く）

「サ」・・・サービス計画費（ケアプラン料）

「給」・・・給付管理票

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

### ③「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

#### ④「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみを表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていない場合、請求明細書・給付管理票は1件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

#### ⑤「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費情報のエラーには識別番号が表示されます。

#### ⑥「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみを表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

#### ⑦「事由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット1文字で表示します。

事由記号の内容

「A」・・・請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの

「B」・・・本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再度請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」・・・請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄に「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「E」・・・介護給付費審査委員会で返戻となったもの。

#### ⑧「内容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をしてください。

⑨「備考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、4文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説に掲載していますのでご参照ください。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」を参照してください。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H24.4	21		5,675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H24.4	21		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 知	給	H24.4	21		5,675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

- 内容・
- ①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録  
対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
  - ②ADD1 サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録  
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録



**ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳**

都道府県は国保連に以下のような事業所の情報を登録しています。

事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録

サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録

事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

原因・

- ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連へ登録している事業所台帳に該当するものがないか、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。

その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。

ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が違うことでエラーになったものです。

対応・

- サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがなく、番号が変更になっていないかなどを確認し、誤りがあれば修正して再提出します。

誤りが無い場合は、都道府県が国保連へ事業所を登録する際の誤りや登録忘れ、又は事業所が県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

様式第十一

給付管理票（平成24年4月分）

保険者番号		保険者名	
9 9 0 0 0 0		△△市	
被保険者番号		被保険者氏名	
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		フリガナ <b>カゴ 知</b> <b>介護 太郎</b>	
生年月日		性別	要支援・要介護状態区分
明・大・昭 5 年 5 月 5 日		男・女	要支援1・2 要介護1・②・3・4・5
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額		限度額適用期間	
19480 単位/月		平成 24 年 1 月	~ 平成 24 年 12 月

作成区分	
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成	
居宅介護／介護予防 支援事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 0
担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町1-2-3
委託 した場合	委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号

**エラーの原因と対応**

原因・・・  
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“C事業所”と入力（記入）するべきであったが、誤って“B事業所”と入力（記入）したため、ADD1エラーとなっています。

対応・・・

居宅サービス・介護予防サービス									
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)				指定/基準該当/ 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数	
A事業所	4	8	7	0 0 0 0 0 0 1	指定・基準該当・ 地域密着	訪問介護	1 1	2	3 1 0
B事業所	4	8	7	0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・ 地域密着	通所介護	1 5	1	7 4 8
B事業所	4	8	7	0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・ 地域密着	短期入所生活介護	2 1	5	6 7 5
					指定・基準該当・ 地域密着				
					指定・基準該当・				

誤：B事業所  
正：C事業所

国保連は、給付管理票に入力（記入）されている事業所番号が、事業所台帳（都道府県が国保連に登録している事業所の情報）に該当するか点検します。

**事業所台帳**  
(都道府県が国保連に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	4870000001	11 訪問介護
B事業所	4870000002	15 通所介護
C事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

国保連は、給付管理票に入力（記入）されているサービスが事業所台帳（都道府県が国保連に登録している事業所の情報）のサービス種類コードに該当するか点検します。

→ 突合を行う箇所  
← 国保連が点検時に見る箇所

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEF0



### ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、  
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号等を登録

- 内容・
- ①AEF0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
  - ②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過
  - ③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

- 原因・
- ①AEF0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、利用者の当該月でのサービスを受けられる日数より、請求されたサービス日数が多い時エラーとなります。
  - ②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
  - ③AEFB 「AEF0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合だけです。
- 対応・
- AEF0・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。
  - AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。



「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(フリガナ)	かご 知										
	氏名	介護 太郎										

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
車いす貸与	171001		30	700			11111-11111
特殊寝台貸与	171003		30	1300			33333-33333

①サービス種類コード	17						
②サービス名称							
③サービス実日数	30	日					
④計画単位数	2000						
⑤限度額管理対象単位数	2000						
⑥限度額管理対象外単位数		0					
⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	2000						
⑧公費分単位数							
⑨単位数単価	1000	円/単位					
⑩保険請求額	18000						
⑪利用者負担額	2000						
⑫公費請求額							
⑬公費分本人負担							

保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	000000001	かご 知	20070826

※かご 知は8月26日にA市の介護保険資格を喪失  
8月は、8月1日～8月25日までの25日間サービスを受けられる

**エラーの原因と対応**

原因・・・  
 利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・  
 「回数」と「サービス実日数」を「25日」と修正して再請求してください。  
 残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求してください。

→ 突合を行う箇所  
 ← 国保連が点検時に見る箇所

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H24.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2

## 内容・・様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済

原因・・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（フロッピー等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（フロッピー等）も同様に、媒体に登録後、再度修正したデータを登録した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。
- ④ 国保連で「保留」になっている請求明細書を再度請求した場合。


対応・・①の場合は、請求明細書は複数請求されても1件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取り下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。通常は過誤依頼（取り下げ依頼）をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取り下げ（過誤）終了後再度提出してください。

④の場合、該当利用者の居宅介護支援事業所へ連絡をして、給付管理票を連合会へ提出するように依頼してください。請求明細書を再請求する必要はありません。

「保留」の原因と対応については、“エラーコード=保留・返戻”を参照してください。

 ポイント！ エラーコード=ANN2は当月分同士の重複、エラーコード=ANN4、ANNMIは当月分と前月以前分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN4・ANNM

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H24.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H24.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

内容・  
①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済  
②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

原因・  
①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生し、主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取り下げ過誤の手続きをしないまま、再度請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0確定）しているのに再請求した場合。

対応・  
①(1) の場合は、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①(2) の場合は、請求明細書の取り下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。  
通常は誤依頼（取下げ依頼）をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①(3) の場合は、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合は、請求した明細書に誤りがなければ、居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票を「修正」で提出してもらいます。明細書を再請求する必要はありません。

ポイント！ エラーコード=ANN2は当月分同士の重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月分と前月以前分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN7

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤依頼があり、本会が処理をしているため返戻となりました。

対応・・翌月に再提出をして下さい。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H24.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H24.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H24.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9


1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード＝2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連に登録されていない場合。

給付管理票の提出もれや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、修正ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード＝1）分として再提出します。

 **ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]**  
5ページをご参照ください

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー  
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再度提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出してください。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応④を参照してください。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]  
5ページをご参照ください



ポイント！ エラーコード=ANN0は当月分同士の重複、エラーコード=ANNJは当月分と前月以前分の重複です。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁  
〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001	請	H24.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
990000 △△市	0000000001	請	H24.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0

1つの給付管理票につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

**内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録**

原因・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなり、主な原因として次のことがあります。

- ① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。
- ② 保険者（市町村）が国保連に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。



給付管理票（平成24年4月分）

保険者番号										保険者名									
9 9 0 0 0 0										△△市									
被保険者番号										被保険者氏名									
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1										フリガナ <b>カゴ 知</b> <b>介護 太郎</b>									
生年月日					性別					要支援・要介護状態区分									
明・大・ 5年5月5日					男・女					要支援1・2 要介護1・②・3・4・5									
居宅サービス・介護予防サービス 支給限度基準額										限度額適用期間									
19480 単位/月										平成 24年1月 ~ 平成 24年12月									

作成区分														
① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成														
居宅介護／介護予防 支援事業所番号					9 9 7 0 0 0 0 0 0 0									
担当介護支援専門員番号					9 9 0 0 0 0 0 0 1									
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名					□□介護事業所									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先					△△県△△市△△町1-2-3									
委託 した 場合	委託先の支援事業所番号													
	介護支援専門員番号													

**エラーの原因と対応**

原因・・・  
要介護2の支給限度基準額19,480単位を超える23,820単位を入力（記入）しているため、**12P3エラー**となっています。

対応・・・  
単位数を支給限度基準額19,480単位以内になるよう修正して再提出してください。

**ポイント！支給限度基準額**

要支援1= 4,970単位  
要支援2=10,400単位  
経過的要介護=6,150単位  
要介護1=16,580単位  
要介護2=19,480単位  
要介護3=26,750単位  
要介護4=30,600単位  
要介護5=35,830単位

**ポイント！受給者台帳**

次ページをご参照ください。

居宅サービス・介護予防サービス																				
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)										指定/基準該当/ 地域密着型 サービス識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数						
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	0	1	指定・基準該当・ 地域密着	短期入所生活介護	2 1	2 3 8 2 0					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>受給者台帳</b>                      (保険者(A市)が国保連に登録している受給者の情報)                 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>カゴ 知</td> <td>要介護2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">保険者が国保連に登録しているカゴ 知の要介護状態区分“要介護2”の支給限度基準額19,480単位を超える23,820単位を入力（記入）しているため、<b>12P3エラー</b>となっています。</p>															被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分	000000001	カゴ 知	要介護2
被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分																		
000000001	カゴ 知	要介護2																		
誤：23820 正：19480以内																				
<b>合計</b>														2 3 8 2 0						

→ 突合を行う箇所  
←..... 国保連が点検時に見る箇所



## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号の  
エラーがセットで出力されます。

### 内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・保険者（市町村）が国保連に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

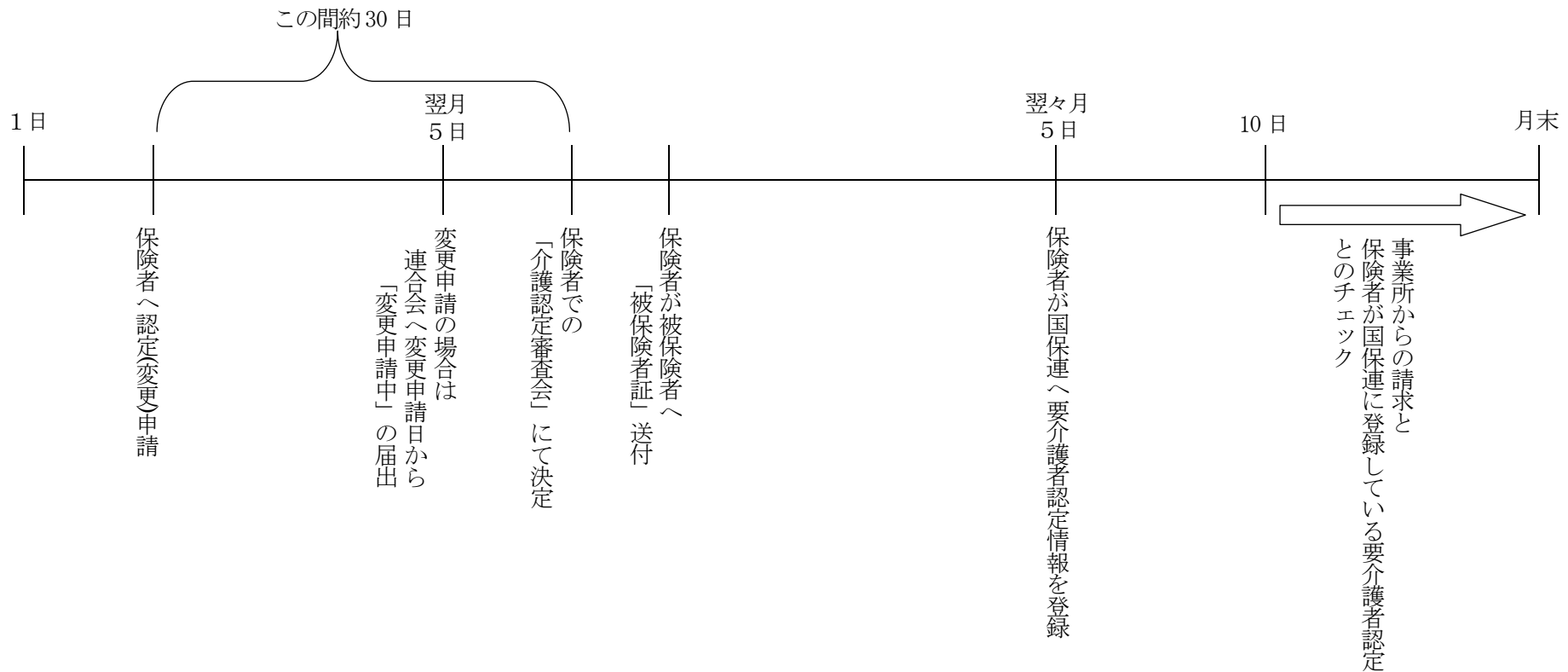
- ① 保険者が国保連に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者の国保連への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再提出します。

③については変更申請確定後、再提出します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求してください。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で提出するようにして下さい。

💡 **ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から連合会マスターへの登録まで**



要介護認定の申請（変更申請）から認定まで通常 30 日程度です。手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかります。

図のような場合は、申請（変更申請）の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（市町村の認定情報が未登録（受給者情報）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（市町村の認定変更が未決定））になり返戻となります。

要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定決定日等を確認して保険者の国保連への要介護認定情報を登録が終了する月以降に請求してください。

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	15	1421	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H24.4	15	1421	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
								エラーが2つセットで出力されます。	

### 内容・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

③居宅介護支援、介護予防支援については、18年4月の改正により要介護度ごとにサービスコードが設定されたため要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

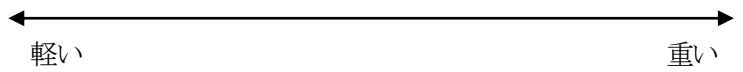
対応・最初に単純な請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会します。

①の単純な請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。

**ポイント!** 月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

対象	項目	請求する内容
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援以外）	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更前後それぞれの要介護状態区分に応じたサービスコード
請求明細書（居宅介護支援、介護予防支援）	被保険者欄に入力する要介護度	変更後（月末直近）の要介護状態区分
	サービスコード	変更後（月末直近）の要介護状態区分に応じたサービスコード
給付管理票	被保険者欄に入力する要介護度	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分  ※要支援 1<経過的要介護<要支援 2<要介護 1<2<3<4<5 
	支給限度基準額	変更前後のいずれか重い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額

〔例1〕平成24年4月10日に要介護3から要介護1へ変更となった場合の平成24年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要介護1（コード21）、居宅介護支援費（I）（サービスコード43-2111）1,000単位

(誤) 要介護3（コード23）、居宅介護支援費（I）（サービスコード43-2211）1,300単位

間違っって請求した場合は、「備考」欄“エラーコード=10QF”又は“エラーコード=12QJ”のエラーとなります。

〔例2〕平成24年4月10日に要介護1から要支援2へ変更となった場合の平成24年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要支援2（コード13）、介護予防支援費（サービスコード46-2111）412単位

(誤) 要介護1（コード21）、居宅介護支援費（I）（サービスコード43-2111）1,000単位

間違っって請求した場合は「備考」欄“エラーコード=12QA”と同時に“エラーコード=12P4”のエラーとなります。

「備考」欄 エラーコード=14QR

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知ゆ	請	H24.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	14QR

内容・・・**摘要：摘要欄は必須項目です**

原因・・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはP65～68に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再提出してください。

また、摘要欄に入力（記入）されている桁数が20桁を超えている場合は「ABB7エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ABBGエラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード=返戻

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1頁

〇〇県国民健康保険団体連合会


保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知ゆ	請	H24.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所が提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
- ②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再度請求しなければなりません。

 ポイント！ “エラーコード=返戻”、“内容=支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要” の原因と対応については64ページをご参照ください。

 ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]5ページをご参照ください

「備考」欄 エラーコード=返戻・保留

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成24年5月審査分

平成24年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1頁  
〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知ゆ	請	H24. 4	15		10, 043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

### 内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要 サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

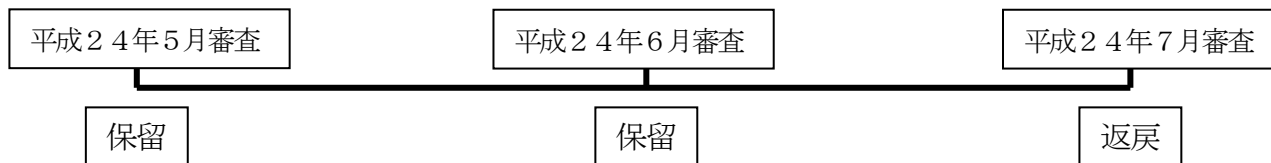
原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。

国保連では、通常2ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

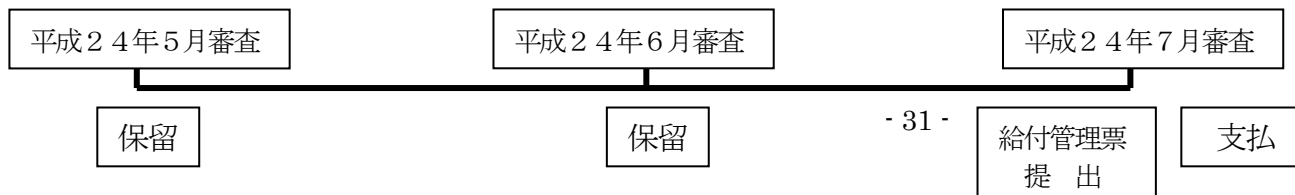
対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所へ連絡をして、給付管理票を連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 1〕平成24年5月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 2〕平成24年5月審査分で「保留」となり、平成24年7月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。（実際の支払は24年8月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻

## 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成24年5月審査分

事業所（保険者）名 □□介護事業所

平成24年5月31日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体

連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種 別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知ゆ	請	H24.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

### 内容・・・査定でエラーのあるもの

原因・・・請求明細書と居宅介護支援事業所が提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再度請求しなければなりません。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]  
5ページをご参照ください